

重要

お申し込みの前に必ずお読みください。

重要事項説明書

静岡ガス&パワー株式会社の電気をご契約するにあたって

本書は、静岡ガス&パワー株式会社の電気をご契約いただく際に注意が必要な重要事項についてご説明するものです。

本書の内容を十分にご理解のうえ、お申し込みください。なお、契約のより詳しい内容については、当社の「電気供給約款」「選択約款」等をご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

名 称	静岡ガス&パワー株式会社 (しずおかガス あんど ぱわー かぶしきがいしゃ)
所 在 地	静岡県富士市津田260-12
登録番号	A0024

電気の販売は小売電気事業者である静岡ガス&パワー株式会社（以下、「当社」といいます。）が行います。ただし、静岡ガス株式会社、静岡ガスエネルギー株式会社をはじめとする静岡ガスグループ各社および、エネリア各店等も電気販売の営業活動を行うことがあります。その場合の業者の名称および連絡先等は電気使用申込書の裏面に記載いたします。

2. ご契約のお申し込み方法

電気使用申込書によるお申し込み、または静岡ガスホームページからお申し込みいただけます。

3. スマートメーターへの取り替え

お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、お申し込みいただいた後に、送配電事業者（50ヘルツ地区：東京電力パワーグリッド、60ヘルツ地区：中部電力パワーグリッド）の委託を受けた工事会社の係員がスマートメーターの取り替えに伺います。なお、取り替えにかかる費用は原則として無料です。

4. 電気の需給開始予定日

電気の需給開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、需給開始日は、改めて書面にてお客さまにお知らせいたします。

スマートメーターが設置されていない場合：

お申し込み後所定のお手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合：

お申し込み後所定のお手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

5. 電気料金について

電気料金は別表1の料金表にもとづいて計算いたします。また、割引額およびオプション金額は別表2のとおりとなります。

現在、従量電灯Bをお使いのお客さまは「おうちプラン1」、従量電灯Cをお使いのお客さまは「おうちプラン2」をそれぞれ適用いたします。

電気料金は基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計です。

電気料金

=

基本料金

+

電力量料金

電力量料金単価 × 使用量

±

燃料費調整額

燃料費調整単価 × 使用量

+

再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用量

小数点以下切り捨て

6. 契約容量および契約電力

契約容量（アンペア、キロボルトアンペア等）については、お客さまのお申し出により決定いたします。現在のご契約から変更を行う場合は工事等が必要になる場合があります。契約電力は送配電事業者から提供される検針データにもとづいて決定いたします。

7. 供給電圧および周波数

お住まいの地域の送配電事業者と同じ供給電圧・周波数となります。

	静岡県（富士川以东）、 山梨県、神奈川県	静岡県（富士川以西）、 長野県
供給電圧	100ボルト または 200ボルト	
周 波 数	50ヘルツ	60ヘルツ

8. 工事費負担金等について

需給開始等に伴い工事費負担金が発生し、送配電事業者から当社に請求があったものについては、当社がお客さまに請求いたします。その他、お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

9. 使用量の検針と料金計算について

送配電事業者から提供される電気ご使用量にもとづいて、1ヶ月の料金を計算いたします。なお、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1ヶ月として計算いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約を消滅させる場合の料金の算定期間は、需給開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

毎月の電気の使用量および料金については、インターネット上の静岡ガス会員サイト「Webエネリア」にてご確認くださいことができます。

10. 電気料金のお支払い方法について

電気料金は、口座振替またはクレジットカードでお支払いいただきます。当社による金融機関等への口座振替やクレジットカードの登録手続きが完了するまでの間については、コンビニエンスストア等でお支払いできる払込用紙でお支払いいただく場合があります。

なお、料金の収納は静岡ガス株式会社が代行して行います。

11. 延滞利息について

電気料金のお支払いが支払期限日までに行われなかった場合、支払期限日の翌日からお支払いいただいた日までの日数に対して、1日あたり0.0274%で計算した延滞利息をご請求させていただきます。ただし、以下の場合には延滞利息を申し受けません。

- ・料金を口座振替により支払われる場合に、当社の都合で支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
- ・料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合

12. 電気の需給に関する遵守事項およびご協力をお願い

電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、需要者に関する事項を遵守していただきます。また、当社もしくは送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
- ・お客さまの承諾を得たうえで、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ・お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知

13. 個人情報のお取り扱いについて

当社が取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに則り利用することについて、承諾していただきます。プライバシーポリシーの詳細は、当社のホームページをご確認ください。

14. 契約期間について

需給契約は、契約期間の定めのない契約といたします。ただし、需給契約成立の前提条件として、12ヶ月の最低利用期間を定めることといたします。

付帯割引契約は、契約成立後の検針日以降の料金から適用いたします。ただし、新たに需給開始となった場合は、需給開始日を適用開始日といたします。

15. お客さまの申し出による契約変更・解約について

契約の変更およびお引越し（転居）に伴う解約については、静岡ガス株式会社お客さまコンタクトセンターまでご連絡いただき、解約を希望する日をお知らせください。

他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

16. 契約解約による違約金について

契約解約による違約金は原則として発生しません。ただし、お客さまが電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去、または変更を伴う解約を行うときで、設備を新しく設置した日、または変更した日から1年を経過していなければ精算金や工事負担金を請求する場合があります。

また、付帯契約にて違約金の定めがある場合は、その方法によります。

17. 当社から契約の変更を行う場合について

送配電事業者が定める託送供給等約款、法令等の改正があった場合、または当社が電気料金の改定を行う場合などに、当社の「電気供給約款」を変更することがあります。その場合にお客さまとの契約は変更後の「電気供給約款」によるものとなります。

「電気供給約款」を変更する場合は、あらかじめ当社のホームページ
(<https://www.shizuokagas.co.jp/gasandpower/>) にてご案内いたします。

18. 当社から契約の解約を行う場合について

お客さまが電気料金またはガス料金等を支払期限経過後もお支払していない場合、当社はお客さまとの電気契約を解約することがあります。その場合には、お客さまへ郵送や電話等にてご案内いたします。

19. 契約申し込みの承諾について

当社は以下の場合、契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- ・契約期間満了前に解約し、解約から1年経過せずに再度申し込みを行った場合（引越しの場合は除く）
- ・ガス料金など、静岡ガスグループ各社へ支払うべき料金について、支払期限日を過ぎてもお支払いがない、またはお支払いがなかった場合
- ・法令、電力の需給状況、供給設備の状況、その他やむを得ない場合

20. 小売電気事業者を変更する際の注意点

お客さまが現在の電気契約を解約することによって、不利益を被ることがあります。現在契約している小売電気事業者に以下のような不利益事項がないかどうか確認をお願いいたします。

- ・解約に際しての違約金
- ・ポイントの失効や継続利用期間の初期化
- ・過去の電力料金等の照会不可 等

<クーリング・オフについて>

1. お客さまが、特定商取引に関する法律にいう訪問販売や電話勧誘でお申し込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリング・オフ」といいます。）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
2. 上記に記載した事項にかかわらず、当社がクーリング・オフに関する事項につき、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによりクーリング・オフを行えなかった場合には、あらためて当社が交付するクーリング・オフのできる旨の書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、クーリング・オフをすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
3. お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解除されている場合、お客さまは新たな小売電気事業者と契約していただく必要があります。

小売電気事業者	お問い合わせ先
事業者名：静岡ガス&パワー株式会社 代表者名：代表取締役 取締役社長 松本尚武 登録番号：A0024 住 所：静岡県富士市津田260-12	静岡ガス株式会社 お客さまコンタクトセンター TEL 0570-020-161 (ナビダイヤル) <受付時間> 月～金曜日（祝日を除く） 8：45～19：00 土・日・祝日・12/29～1/4・5/1 8：45～18：00 ホームページ https://www.shizuokagas.co.jp/

(2021年7月作成)